

奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施については、適切な事業運営を行うことができると認められる団体等（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住地を有する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれにも該当し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができないものとする。

- (1) この事業を利用しなければ入浴が困難な者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

(申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業利用申請書（別記第1号様式）に医師の意見書（別記第2号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

(利用決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び廃止)

第6条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業利用変更届（別記第4号様式）によ

り、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第5条に規定する利用決定通知書を事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用料)

第9条 事業の利用に要する費用の負担は、無料とする。

(委託料)

第10条 第2条の規定により事業を委託する場合の委託料は、介護保険法に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する訪問入浴の例による算定単位数とする。

- 2 事業者は、入浴サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求のあった日の翌月末までに事業の実施の内容を確認の上、委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第11条 事業者は、利用者に対して適切な入浴サービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、入浴サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に、速やかに、連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業者、会計及び利用者への入浴サービス提供記録に関する諸記録を整備しなければならない。

5 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。